



# 北朝鮮による核実験事案に係る 危機管理委員会

【日時】平成28年9月9日(金)15:10～

【場所】第4応接室(県庁本庁舎4階)

【参集範囲】

知事、統轄監、元気づくり総本部、危機管理局、総務部長、地域振興部

観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部

県土整備部、各総合事務所、県教育委員会

県警察本部、自衛隊鳥取地方協力本部

## 【目的】

情報収集態勢の整備、情報共有及び県民への提供と今後の対応の確認

## 【内容】

### ■ 知事あいさつ

- 1 経過及び対応状況(国及び県)
- 2 県の対応方針(案)
- 3 各部局の役割(案)
- 4 市町村への依頼事項
- 5 知事コメント

# 1 経過及び対応状況(国等)

## 【経過】

9月9日(金)

09:51 時事通信社速報ニュース「北朝鮮で地震発生、核実験との関連を調査中」を覚知

09:54 水・大気環境課に情報提供

09:55 気象庁「北朝鮮付近を震源とする地震波の観測について」報道発表  
発生時刻 9時29分57秒

北緯41.3度 東経129.2度 深さ0km M5.3

10:10 モニタリング強化開始(県独自)

10:23 時事通信社「総理から関係省庁への指示～①情報収集・分析②国民に的確な情報提供③米韓中露国と連携」

11:00 政府がNSC(国家安全保障会議)を開催  
航空自衛隊による大気中のチリ収集開始

12:10 NHKニュース「官房長官会見～北朝鮮が核実験実施と判断」

12:11 消防庁FAX「総理から関係省庁への指示～①情報収集・分析②モニタリング態勢強化③国民の安全・安心の確保」

13:00 原子力規制庁、各地の放射線の値に異常なし。

# 1 経過及び対応状況(国等)

消防庁国民保護運用室業務連絡10:59FAX受信

## 【北朝鮮付近を震源とする地震波の観測に伴う対応】

### 1 事案の概要

9月9日(金)9:30頃 北朝鮮における地震波を観測

### 2 政府による情報収集

＜気象庁＞ 9月9日(金)

○ 北朝鮮を震源とするマグニチュード5.3の地震を観測

○ 地震波形分析結果

発生時刻:平成28年9月9日 9時29分 57秒頃

震源:北緯41.3度、東経129.2度

震源の深さ:0km

規模:マグニチュード5.3

# 1 経過及び対応状況(国等)

消防庁国民保護運用室業務連絡10:59FAX受信

## 【北朝鮮付近を震源とする地震波の観測に伴う対応】

### 3 政府の主な対応

<官邸>9月9日(金)

9:30頃 気象庁より第一報

・北朝鮮情勢に関する官邸対策室において、情報の収集・分析を行っている。

9:38 **総理指示**

○ 関係省庁においては、緊張感を持って情報収集・分析に努めること

○ 国民に対して的確な情報提供を行うこと

○ 米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係諸国と連携を図ること

### 4 消防庁の主な対応

9月9日(金)

・消防庁に設置中の「消防庁第一次情報連絡室」において情報収集

・逐次、都道府県及び市町村等に情報を提供

# 1 経過及び対応状況(国等)

【総理指示】(11:34)

- 北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと
- 核実験に伴う放射性物質の影響を把握するため、各国と連携しモニタリング態勢を強化すること
- 不測の事態にも備えるなど、国民の安全・安心の確保に万全を期すこと

# 1 経過及び対応状況(国等)

## 【内閣総理大臣声明】

消防庁国民保護運用室業務連絡12:49FAX受信

- 1 本日午前9時30分頃、気象庁が北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない通常の波形とは異なる可能性のある地震波を探知した。これを含む諸情報を総合的に勘案した結果、政府としては、北朝鮮が核実験を実施したものと考えている。
- 2 我が国を含む関係各国及び国際社会は、累次にわたり、北朝鮮に対し、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう強い警告を示しつつ、繰り返し求めてきた。また、北朝鮮が本年1月に核実験を、本年2月に「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射を強行したこと等を受けて、国連安保理は本年3月にこれらを強く非難するとともに、制裁を大幅に追加・強化する内容の安保理決議第2270号を採択した。こうした中、今回、北朝鮮が核実験を強行したことは、我が国として断じて容認できない。北朝鮮がこれまでになく短期間のうちに立て続けに核実験を強行したことや、今年に入って短・中距離弾道ミサイルやSLBMを含む大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルを21発発射し、その能力を増強していること等を踏まえれば、北朝鮮の核開発は、我が国の安全に対するより重大な脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものになっている。今回の北朝鮮による核

# 1 経過及び対応状況(国等)

## 【内閣総理大臣声明】

実験の実施は、関連する国連安保理決議の重ねての明白な違反であり、核兵器不拡散条約(NPT)を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦である。また、日朝平壤宣言や六者会合共同声明にも違反するものである。我が国は、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い言葉で非難する。

3 我が国は、北朝鮮による更なる核実験の場合には、更なる重要な措置をとる決意を表明した国連安保理決議第2270号を念頭に、国連安保理が速やかに協議を実施するよう、調整を開始している。北朝鮮に対しては、改めて、関連する国連安保理決議を即時かつ完全に履行するとともに、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向け具体的な行動をとるよう、強く求める。

4 政府としては、自分の指示を踏まえ、引き続き、本件を含む北朝鮮情勢に関する情報収集・分析に徹底を期するとともに、国民に対して的確な情報提供を行う。また、不測の事態の発生を防ぎ、発生した場合、これに万全の対応を行うため、我が国として不断に必要な態勢をとるとともに、米国等と緊密に連携し、もって我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に万全を期す。核実験に伴う放射性物質の我が国に対する影響

# 1 経過及び対応状況(国等)

## 【内閣総理大臣声明】

については、政府の放射能対策連絡会議を中心に、関係各国と連携しモニタリング態勢の強化等に全力を挙げる。

我が国としては、本年2月に決定したものを含めた我が国独自の措置及び関連国連安保理決議に基づく措置を着実に実施していく。また、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係各国や国際社会との協力を更に強化し、国連安保理決議第2270号及び関連国連安保理決議の実効性の確保を図るとともに、国連安保理における更なる対応を含め、北朝鮮に対する対応を検討する。

# 核実験と思われる地震波の観測について

別添資料参照

「北朝鮮付近を震源とする地震波の観測について(第2報)」

【気象庁報道発表資料(9月9日11時00分)】

# 5回の核実験の位置



咸鏡北道(ハムギョンプクト)  
 (4回目) H28.1.6 北緯41.3度 東経129.1度 M5.0

咸鏡北道(ハムギョンプクト)  
 (2回目) H21.5.25 北緯41.2度 東経129.2度 M5.3  
 (1回目) H18.10.9 北緯41.2度 東経129.2度 M4.9

咸鏡北道(ハムギョンプクト)吉州郡(キルジュグン)豊溪里(フンケリ)  
 (5回目) H28.9.9 北緯41.3度 東経129.2度 M5.3

咸鏡北道(ハムギョンプクト)  
 (3回目) H25.2.12 北緯41.2度 東経129.3度 M5.2

ピョンヤン

ソウル

## 核実験のエネルギー

1回目	M4.9
2回目	M5.3
3回目	M5.2
4回目	M5.0
5回目	M5.3

# 安保理決議第2094号(抜粋)2013.03.19

- 北朝鮮が、理事会の決議に違反し、甚だしく無視して2013年2月12日に実施した核実験に最も強い表現で非難する。
- 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなるその他のものこれ以上実施すべきでないことを決定する。
- 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 北朝鮮に対し、NPTの締約国の権利及び義務に留意しつつ、NPT及びIAEAの保障措置にすみやかに復帰することを更に要求するとともに、NPTのすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- ウラン濃縮を含む、北朝鮮が実施しているすべての核活動を非難し、すべてのこのような活動が決議第1718号(2006年)、第1874号(2009年)及び決議第2087号(2013年)に違反することに留意し、北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し直ちに関連するすべての活動を停止すること、PTの下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定に定める条件に厳格に従って行動するとの決定を再確認する。
- 北朝鮮が、その他すべての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。
- 北朝鮮による更なる発射又は核実験の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明する。

\* その他制裁措置等:略

# 安保理決議第2270号(概要)2016.03.02

- 2016年1月6日の核実験と2月7日の発射を非難
- 北朝鮮の財政的、技術的及び商業上の資源がその核兵器及び弾道ミサイルに流用されることに、特に制裁を強化
  - ◇弾道ミサイル発射のために使用するロケット燃料を含む航空燃料について北朝鮮への輸出禁止が決定
  - ◇通常兵器、核・ミサイル開発等に資すると加盟国が認定する場合、すべての品目について輸出入を禁止することが義務化
- 決議違反等に関与したと加盟国が決定した北朝鮮外交官、政府代表者等の国外追放の決定
- 金融制裁
  - ◇資産凍結対象に16個人、12団体を追加指定。
  - ◇決議違反に関与したと加盟国が認定した北朝鮮当局・朝鮮労働党団体についても資産凍結の措置が適用
  - ◇北朝鮮にける各国の金融機関の支店・講座等の開設禁止、加盟国における北朝鮮の銀行の新規支店の開設禁止、取引関係の確立・維持の禁止が義務化された。
- 我が国最重要課題である拉致問題については、決議文の前文に、北朝鮮の人権・人道問題への言及があり、政府は、こうした内容に拉致問題が含まれているとしている。

# 1 経過及び対応状況(県)

## ◆モニタリングの強化を指示

10:10強化開始

## ◆市町村・消防への情報提供及び注意喚起:FAX送信

## ◆各部局への情報提供及び注意喚起:メール配信

## ◆県関係の安全確認

- ◎ DBSクルーズ:境港停泊中 異常なし。
- ◎ アシアナ航空:定刻どおり飛行中、異常なし。(実験時飛行中の機体は定刻に米子到着済み。)
- ◎ 漁船:全船異状なし。
- ◎ 若鳥丸:境港停泊中、異常なし。
- ◎ 韓国派遣職員2に注意喚起及び安否確認、異常なし。

※10:37安全確認終了

## 2 県の対応方針(案)

危機管理対応指針に基づく**危機管理委員会**を設置し、次の対応を行う。

### ●情報収集

- ・ 官邸・総務省消防庁等(24時間態勢)
- ・ 原子力規制委員会

### ●放射線モニタリングの強化

- ・ 国と連携したモニタリングを実施(先行実施中)
- ・ モニタリングポストによる空間放射線量率調査
- ・ ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析(降下物・大気浮遊じん)
- ・ 放射線モニタリング結果が通常の範囲を超えた場合の広報

### ●市町村及び県民への情報提供の実施

- ・ 放射線モニタリング結果の公表
- ・ 市町村への防災行政無線ファックスによる情報配信
- ・ 県民へのあんしんトリピーメール・HP等による情報配信
- ・ 漁船・学校(旅行学生等)・DBSクルーズ等への通報(測定データを含む。)

### ●その他

- ・ 韓国派遣県職員への情報提供 等

## 【モニタリング】

### ● 原子力規制庁の指示に基づいた対応

#### 1) モニタリングポスト(空間線量率)

- ・県内に設置されているモニタリングポスト(固定局9局)で監視
- ・県のHPで公開中

#### 2) 降下物(降雨など)の測定

- ・15時から翌日15時までの24時間のサンプリング  
→本日、10時10分からサンプリング開始(国の指示は11時50分)
- ・核種分析を行い、国へ報告

#### 3) 大気浮遊じん(チリやホコリ)の測定

- ・9時から翌日9時までの24時間のサンプリング  
→本日、10時10分からサンプリング開始(国の指示は11時50分)
- ・核種分析を行い、国へ報告

### ● 県民への情報提供について

モニタリングポストのデータについて資料提供する。

\* 降下物や大気浮遊じんのデータは、国の公表を紹介する形で資料提供を行う。

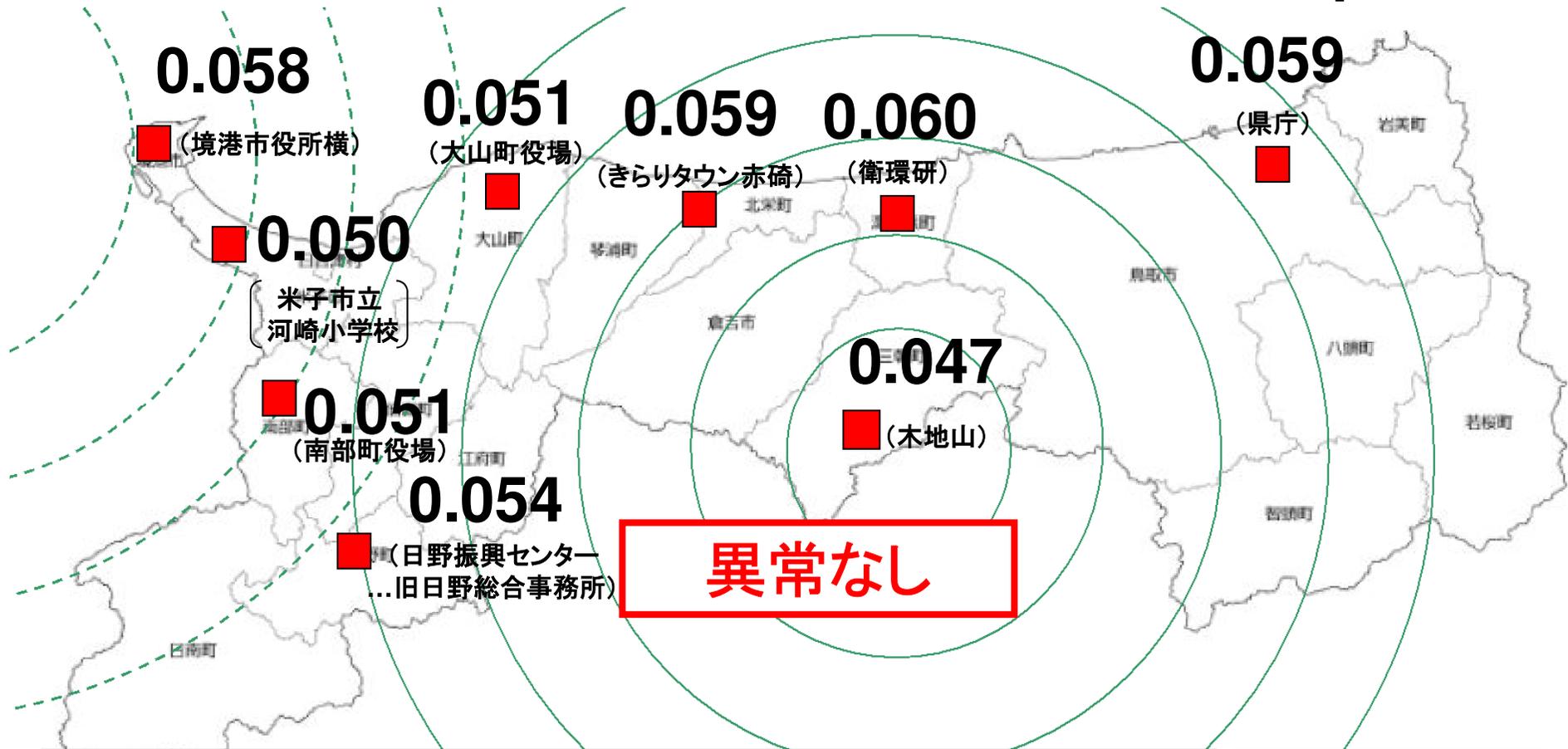
□モニタリングデータはHPでご覧いただけます。

<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/pg/map/index.php>

◇また、西部総合事務所や米子市役所等の防災監視局ではデータを画面表示しています。

# 【 9月9日12:40現在のモニタリングポストデータ】

単位：μSv/h



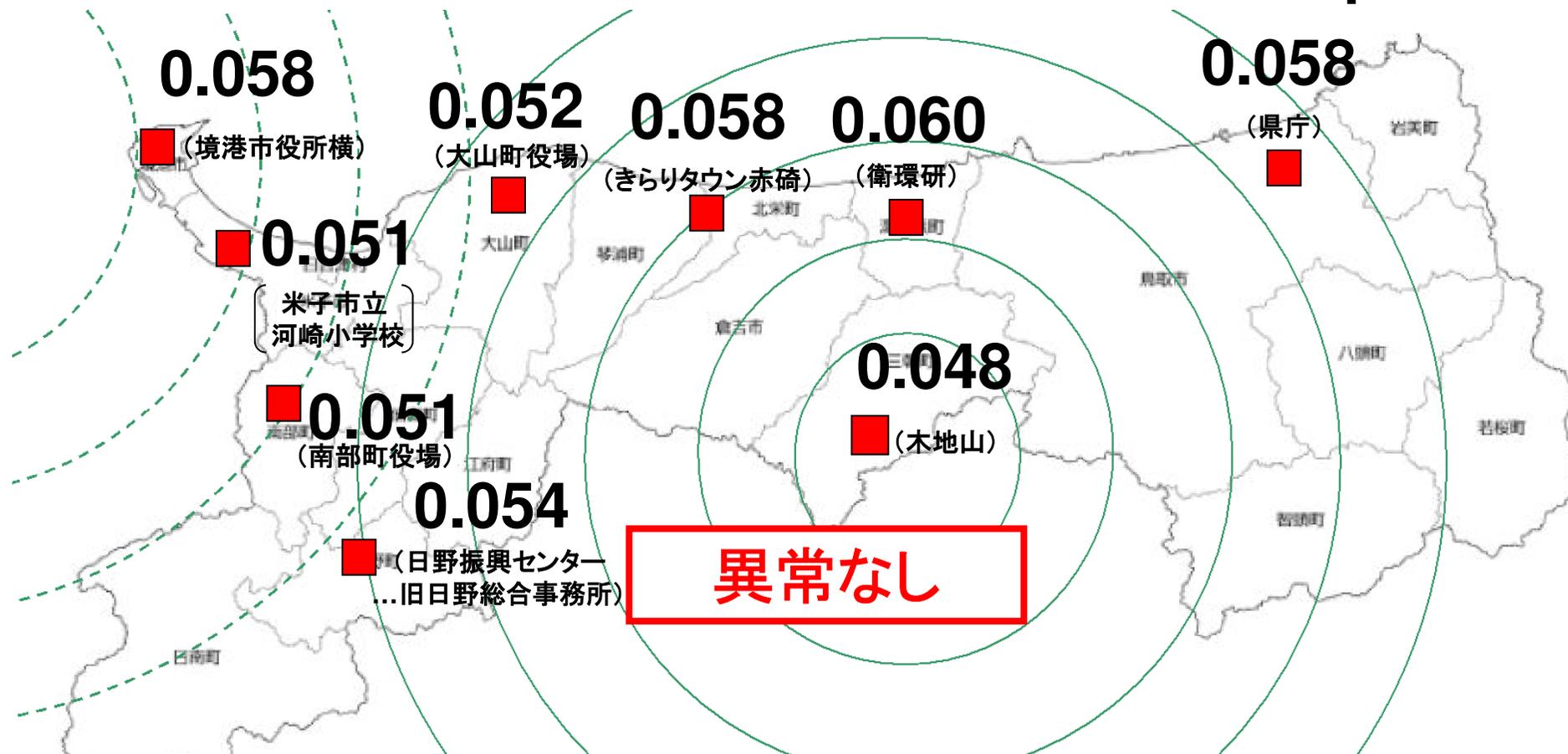
\* 衛生環境研究所の平成23~27年度の変動幅

0.048~0.113 μSv/h

■ 固定局:9局

# 【 9月9日14:00現在のモニタリングポストデータ】

単位:  $\mu\text{Sv/h}$



\* 衛生環境研究所の平成23~27年度の変動幅

0.048~0.113  $\mu\text{Sv/h}$

■ 固定局: 9局

## 2 核実験関係(2) 県の対応方針(案) 各部局の業務

構成		所掌事務
部局	課	
危機管理局	危機対策・情報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局運営に関すること</li> <li>・情報収集(官邸・消防庁)・集約及び県民等への情報提供に関すること</li> <li>・対策の総合企画・調整に関すること</li> <li>・国(官邸・消防庁)及び市町村等との連絡調整に関すること</li> </ul>
生活環境部	水・大気環境課 (衛環研を含む。) 東部生活環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線モニタリングの実施及び広報(原子力規制庁へのデータの報告)</li> <li>・情報収集(原子力規制庁)</li> </ul>
福祉保健部	福祉保健課・健康政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民健康相談の実施他</li> </ul>
元気づくり総本部	広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報の総括に関すること</li> </ul>
総務部	人事企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国へ派遣の県職員への情報提供</li> </ul>
地域振興部	教育・学術振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国への旅行学生等への情報提供(私立学校、大学)</li> </ul>
観光交流局	交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国等の情勢等確認</li> </ul>
	観光戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国への旅行者への情報提供</li> <li>・アジアナ航空の運航情報に関すること</li> </ul>
商工労働部	通商物流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DBSクルーズの運航情報等に関すること</li> </ul>
農林水産部	水産振興局水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船の安全に関すること</li> </ul>
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国への旅行生徒等への情報提供(公立学校)</li> <li>・日本人学校派遣教員への情報提供</li> <li>・若鳥丸の運航情報等に関すること</li> </ul>
東部振興監、中部・西部総合事務所、 日野振興センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等との連絡調整に関すること</li> <li>・別指示による放射線モニタリング実施(モニタリング車等を含む。)</li> </ul>

## 4 市町村への依頼事項

### 【全市町村】

●放射線モニタリングの測定値が通常範囲を越えて、かつ人体に影響があると思われるような万万が一の場合、住民への広報の実施

→防災行政無線、広報車の活用

## 5 問い合わせ窓口

問合せ内容	問合せ先	電話番号
全般に関する問合せ	危機管理局 危機対策・情報課	0857-26-8100
モニタリングに関する 問合せ	生活環境部 水・大気環境課	0857-26-7206 (休日・夜間:080-2922-2219)
健康に関する問合せ	鳥取保健所 (東部福祉保健事務所)	0857-22-5694 (休日・夜間:090-7897-1366)
	倉吉保健所 (中部総合事務所福祉保健局)	0858-23-3145 (休日・夜間:同じです。転送されます。)
	米子保健所 (西部総合事務所福祉保健局)	0859-31-9317 (休日・夜間:同じです。転送されます。)

# 知事コメント

- 東アジアサミットでの北朝鮮非難の声に対抗するかのような蛮行に憤りを禁じ得ない。
- 政府には、拉致問題も含め、国際社会とともに断固たる対応をして欲しい。
- 県としても、情報収集や放射線モニタリングなど万全を期す。